第４回　斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会

（書面会議）次第

**１．はじめに**

　斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則第５条第２項の規定では、「会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。」となっていることから、「意見書」の返送が半数となったことをもって会議成立とさせていただきます。つきましては、

２月８日（月）までに「意見書」をご返送いただきますようお願いいたします。

**２．議事**

（１）斑鳩町都市計画マスタープラン（案）について【資料１，２】

・第１回から第３回までの斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会におきまして、委員の皆さまから賜りましたご意見及び令和２年１２月２１日から令和３年１月１９日までの期間で実施したパブリックコメントの結果（資料１）をもとに取り纏めました。

・パブリックコメントのご意見につきましては、既に方針として掲げているものや、事業実施に関わるご意見であり、都市計画の基本的な方針、体系に直接影響を及ぼすものではないことから、計画案の修正は行っておりませんが、貴重なご意見に対しては、事業実施にあたっての参考とさせていただきたいと考えております。

・斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会としては資料２の「斑鳩町都市計画マスタープラン（案）」で取り纏めたいと考えております。

・「意見書」へ賛成・反対をご記入ください。